

# 保育園入園児の申し込みを受け付けます

保育園では、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願って保育をしています。  
平成29年度の保育園入園申込を、次のとおり受け付けます。

## 入園基準

保護者のいずれもが、次の理由により、家庭で児童を保育できない場合に申し込みができます。

- ① 保護者が家庭の外もしくは中で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合。
- ② 保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合。
- ③ 保護者が出産の前後である場合。
- ④ 保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合。
- ⑤ 保護者が求職中(原則として3ヶ月間)の場合。
- ⑥ 保護者が就学中である場合
- ⑦ 家庭に火災や風水害等の災害があった場合など

なお、募集園児数を超える申し込みがあった場合や年度途中の申し込みの場合、入園できないことや、希望以外の保育園に入園していただくことがあります。(抽選を行うこともございます。)

## 保育時間・延長保育

表①をご覧ください。

### 保育の利用時間

保育園を利用する際には、入園を希望する保護者からの申請に基づいて、町が保育の必要性を認定します。

保育認定を受ける方は、保育の必要量(就労時間)によって保育時間が区分されます。いずれの場合も延長保育があります。

### 保育標準時間

フルタイム就労を想定した利用時間

(最長11時間保育)

### 保育短時間

パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間保育)

### 広域入所

町内にお住まいで、保護者の勤務の都合などで、町外の保育園に入園を希望される方も申し込みが必要になります。

その場合は、広域入所基準を満たし、希望施設に空きがある場合に限り入ります。

## 保育料

表②をご覧ください。

なお、保育料については、今後変更することがあります。

## 申込方法・期間

町民課こども係および各保育園に10月11日(火)から申込書を用意します。

平成29年度に入園を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ、10月11日(火)～11月11日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)までにお申し込みください。

※既に入園されている園児が引き続き入園を希望される場合も申し込みが必要です。

また、育児休暇等の関係で年度途中の入園を予定されている方も、申し込み期間中にお申し込みください。

## 申し込み・問い合わせ先

町民課こども係 (32) 3114



**入園するほどではないけれど、困ったときは…**

### 一時保育

町内に居住し、保育園に入園していない児童が対象です。

保護者の仕事、出産、病気やケガ、看護介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消等で、緊急又は一時的に家庭で子どもの保育をすることができない場合に利用できます。その際、一時保育料がかかります。

雪窓保育園および保育園つくしんぼで実施しています。利用を希望される場合は、各園に直接お申し込みください。

なお、初めて利用される場合、事前に面談を行います。早めにお問い合わせください。

### 問い合わせ先

町民課こども係 (32) 3114  
雪窓保育園 (32) 4166  
保育園つくしんぼ(31) 6360

表①

## 保育時間・延長保育時間

| 保育園名                              | 開所時間<br>(土曜は希望保育)                           | 延長保育時間            |                                             | 延長保育料                                 |                                             |
|-----------------------------------|---------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------|
|                                   |                                             | 朝(平日・土曜)          | 夕                                           | 短時間                                   | 標準時間                                        |
| やまゆり保育園<br>雪窓保育園                  | 午前7時30分<br>～午後7時<br>(土:午前7時30分<br>～午後6時)    | 午前7時30分<br>～8時    | 平日<br>午後4時～7時<br>土曜<br>午後4時～6時              | 朝及び夕方の<br>延長時間<br>30分70円<br>(平日・土曜共に) | 平日<br>午後6時30分から7時<br>30分70円<br>(土曜日はかかりません) |
| たんぼぼ保育園<br>(3歳未満児専門)              | 午前7時30分<br>～午後7時<br>(土:午前7時30分<br>～午後3時45分) | 午前7時30分<br>～7時45分 | 平日短時間<br>午後3時45分～7時<br>平日標準時間<br>午後6時45分～7時 | 朝及び夕方の<br>短時間延長<br>15分70円             | 朝及び夕方の<br>標準時間延長<br>15分70円                  |
| 杉の子幼稚園附属<br>保育園つくしんぼ<br>(3歳未満児専門) | 午前7時30分<br>～午後7時<br>(土:午前7時30分<br>～午後6時)    | 午前7時30分<br>～8時    | 平日<br>午後4時～7時<br>土曜<br>午後4時～6時              | 朝及び夕方の<br>延長時間<br>30分70円<br>(平日・土曜共に) | 平日<br>午後6時30分から7時<br>30分70円<br>(土曜日はかかりません) |

表②

## 保育料月額徴収基準表(2号・3号認定)

(単位:円)

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                        | 保育標準時間                |                    | 保育短時間              |                    |                    |
|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 階層区分                 | 定 義                    | 3歳未満児の場合              | 3歳以上児の場合           | 3歳未満児の場合           | 3歳以上児の場合           |                    |
| 第 1                  | 生活保護世帯                 | 0                     | 0                  | 0                  | 0                  |                    |
| 第2                   | 市町村民税<br>非課税世帯         | ひとり親世帯等               | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  |
|                      |                        | ひとり親世帯等以外の<br>世帯      | ( 3,000)<br>6,000  | ( 2,500)<br>5,000  | ( 3,000)<br>5,900  | ( 2,500)<br>4,900  |
| 第3                   | 市町村民税<br>均等割課税世帯       | ひとり親世帯等               | ( 0)<br>5,500      | ( 0)<br>4,500      | ( 0)<br>5,400      | ( 0)<br>4,400      |
|                      |                        | ひとり親世帯等以外             | ( 6,000)<br>12,000 | ( 5,000)<br>10,000 | ( 5,900)<br>11,800 | ( 4,900)<br>9,800  |
|                      | 48,600円未満              | ひとり親世帯等               | ( 0)<br>8,000      | ( 0)<br>6,500      | ( 0)<br>7,900      | ( 0)<br>6,400      |
|                      |                        | ひとり親世帯等以外             | ( 8,500)<br>17,000 | (7,000)<br>14,000  | (8,400)<br>16,700  | (6,900)<br>13,800  |
| 第4                   | 48,600円以上<br>57,700円未満 | ひとり親世帯等               | ( 0)<br>9,500      | ( 0)<br>8,000      | ( 0)<br>9,300      | ( 0)<br>7,800      |
|                      |                        | ひとり親世帯等以外             | ( 9,500)<br>19,000 | (8,000)<br>16,000  | (9,300)<br>18,700  | (7,800)<br>15,700  |
|                      | 57,700円以上<br>77,101円未満 | ひとり親世帯等               | ( 0)<br>11,500     | ( 0)<br>9,500      | ( 0)<br>11,300     | ( 0)<br>9,400      |
|                      |                        | ひとり親世帯等以外             | (11,500)<br>23,000 | ( 9,500)<br>19,000 | (11,300)<br>22,600 | ( 9,400)<br>18,700 |
|                      | 77,101円以上 97,000円未満    |                       | (15,000)<br>30,000 | (12,000)<br>24,000 | (14,800)<br>29,500 | (11,800)<br>23,600 |
| 第5                   | 市町村民税<br>所得割<br>課税額    | 97,000円以上 109,000円未満  | (17,500)<br>35,000 | (12,500)<br>25,000 | (17,200)<br>34,400 | (12,300)<br>24,600 |
|                      |                        | 109,000円以上 122,000円未満 | (19,000)<br>38,000 | (13,000)<br>26,000 | (18,700)<br>37,400 | (12,800)<br>25,600 |
|                      |                        | 122,000円以上 169,000円未満 | (21,500)<br>43,000 | (13,500)<br>27,000 | (21,200)<br>42,300 | (13,300)<br>26,500 |
| 第6                   |                        | 169,000円以上 217,000円未満 | (24,000)<br>48,000 | (14,000)<br>28,000 | (23,600)<br>47,200 | (13,800)<br>27,500 |
|                      |                        | 217,000円以上 301,000円未満 | (26,500)<br>53,000 | (14,500)<br>29,000 | (26,100)<br>52,100 | (14,300)<br>28,500 |
| 第 7                  |                        | 301,000円以上 397,000円未満 | (27,500)<br>55,000 | (15,000)<br>30,000 | (27,100)<br>54,100 | (14,800)<br>29,500 |
| 第 8                  |                        | 397,000円以上            | (28,000)<br>56,000 | (15,500)<br>31,000 | (27,500)<br>55,000 | (15,300)<br>30,500 |

備 考

( )は第2子の場合

1 生計を一にする2人以上の就学前子どもが保育所、家庭的保育事業、児童発達支援などを利用している場合

| 階層区分              | 児 童                               | 徴収金の額           |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 第4～第8階層<br>に属する世帯 | 上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、最年長児    | 徴収基準額表に定める額     |
|                   | 上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、次年長児    | 徴収基準額表に定める額×1/2 |
|                   | 上記1に掲げる施設を利用している就学前子どものうち、上記以外の児童 | 0               |

2 ひとり親世帯等及び第4-2階層以下に該当するひとり親世帯等以外の世帯は、上記1に掲げる規定にかかわらず、生計を一にする子どもの人数に応じ、算定を行うものとする。

3 上記2に当てはまらない、かつ、生計を一にする3人以上の子どもがいる世帯における、3人目以降の児童の保育料について、月額6,000円を上限に減額する。